

## 重症傷害時 フォームと報告先

	フォーム	報告先 (報告タイミング)
重症傷害時の 報告先	電話連絡	県協会 (事故発生後速やかに連絡 (045-504-7607) )
	<a href="#">重症傷害報告書 (様式1)</a>	県協会 (3日以内)
	<a href="#">重症傷害経過報告書 (様式2)</a>	県協会 (2か月後/6か月後)
	<a href="#">傷害報告書1 (見舞金請求書)</a>	県協会 (30日以内)
	<a href="#">傷害報告書2</a>	県協会 (30日以内)
	<a href="#">傷害診断書</a>	県協会 (6か月以内)
	傷害保険給付申請書 (フォームは事務局より入手)	田園RS 事務局
	神奈川県RS 重症事故報告	安全対策部会 和田様

重症傷害とは：

1. 死亡
  2. 頭蓋骨骨折の有無に関係なく24時間以上意識喪失を伴う傷害
  3. 四肢の麻痺の伴う脊髄損傷
  4. 開頭及び脊髄の手術を要したもの
  5. 胸・胸部臓器で手術を要したもの
- 1-5 のほかに診断書で重傷と思われるもの